

会則 バルセロナ日本協会

第1章 名称, 目的及び所在地

第1条 名称

当協会は、「バルセロナ日本協会」と称し、その活動は、法人に係るカタルーニャ民法第3編法 4/2008（4月24日）、社団法人の法である組織法 1/2002（3月22日）及び自らの会則に従い行われる。

第2条 目的

当協会の目的は、

- －日本とスペインの友好関係を促進し、
- －日本文化を普及し、
- －会員間相互の親睦を深め、互助を醸成し、
- －様々な交流を通じ日本とスペイン社会の相互理解を促進することである。

営利活動は行わない。

この目的を達成するため、当会は以下の活動を行う。

- －会員に対するスペインにおける生活に役立つよりよい生活のための情報の提供
- －会員の福利厚生向上のための活動の実施
- －日本文化普及のためのイベントないし講座の実施
- －日本語図書室の利用
- －文化交流を促進、強化するための会合、活動、イベントの実施

第3条 所在地

- 1 協会は、バルセロナ市バレンシア通り204に所在する。

2 当協会の機能は、主にカタルーニャ州で営まれる。

第2章 協会会員，その権利と義務

第4条 会員の種類

自由かつ自発的意思により，協会の目的に関心を持ち参加を希望する全ての自然人及び法人は，協会の会員になることが出来る。

協会には，以下の種類の会員が存在する。

- a) 個人会員
- b) 協賛会員
- c) 名誉会員

個人会員になるためには，

- 1 18歳以上でスペインに合法的に滞在する自然人であること
- 2 行為能力があること
- 3 14歳以上18歳未満の独立していない者については，会員となるに際し両親もしくは後見人の同意が必要である。この場合総会における議決権を含め会員としての全ての権利を行使できるが，理事会理事への被選挙権は有しない。
- 4 14歳未満の者は，その者の法的代表者を通じ会員としての要件を獲得出来，またその要件より由来する権利を行使することが出来る。

総会や連絡など協会の業務用語は日本語である。ただし，会員になるにあたり日本語の知識は問わない。

協賛会員になるためには，

- 1 法人であること
- 2 社団法人の加入に際しては，同法人の権限ある機関の同意を要する。

3 当該法人を律する法律は、（他の）協会の一部を構成する可能性を排除していないこと

名誉会員となるためには、

- 1 外交官として在バルセロナ総領事館に所属している者
- 2 日本政府により日本人学校教員として任命及び派遣された日本人教員

会員となるためには、理事会に対し書面をもって申請する必要があり、理事会が新規会員の入会を決議する。いかなる場合も、会員の過半数は日本国籍の者でなければいけない。

第5条 会員の権利

協会の個人会員の権利は以下のとおりである。

- 1 協会所属の認定会員証を所有する。
- 2 総会に出席し、発言権及び議決権を有する。
- 3 代表的役職ないし理事職を選出し、また同職に選出される。
- 4 協会の活動に関する情報を受け取り、活動に参加する。
- 5 協会の共通のサービスを利用する。

協会の協賛会員の権利は以下のとおりである。

- 1 無記名の会員証を所有する。
- 2 協賛会員のロゴ、商標もしくは識別の記しを協会のホームページ、プログラム、並びに協会が実施するイベントにおける適当スペースに表示することを求める。
- 3 協会が実施する全ての活動に参加し、同協会の共通サービスを利用する。

第6条 会員の義務

- 1 協会の目的に沿い、活動に積極的に参加する
- 2 当会の活動のため、協会の支出支援に貢献する
- 3 理事会で決議された入会金及び年会費を納める
- 4 その他の会則に定められた義務を果たす
- 5 理事会において決議された取決めを遵守する

第7条 退会

会員は、いつでも退会することができる。退会を希望する場合、その意思を書面により理事会に提出する。

第8条 除名

会員が当会の名誉を毀損した場合、当会の目的に反する行為をした場合、又は会員としての義務に違反した場合、理事会の決議によりその会員を除名することができる。

第9条 会員の資格喪失

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1 退会したとき
- 2 死亡或いは不在の宣言がなされたとき。法人の場合は団体が解散若しくは消滅したとき。
- 3 会費を滞納したとき。
- 4 除名されたとき。

第10条 会員名簿

当会は、情報保護の法律や条例を遵守し、会員の個人情報を含む会員名簿を作成する。

第3章 総会

第11条

1 総会は当会の主権機関である。会員は、総会を構成する権利を有し、いかなる場合もこの権利を失うことはない。

2 すべての会員は、総会を欠席した場合、若しくは総会の決定に不同意、或いは棄権した場合も、総会の決定に従わなければならない。

第12条 総会の権能

総会は、以下の権能を有する：

- (a) 会長、副会長及びその他理事の選任及び解任に関する承認
- (b) 会則の変更
- (c) 理事会運営の承認、予算及び決算の承認
- (d) 当会の融資又は経費支出、協会資金のための寄付金額及び方法の決定。理事会の提案に従い、入会金及び年会費の金額決定。この金額については定時総会で見直し及び変更することができる。
- (e) 協会の解散及び残余財産の処分
- (f) 理事会が定時及び臨時総会の決議を要すると認めた事項に関する決議

第13条

1 定時総会は、最低年に一度、会計の締日から六ヶ月以内に開催する。

2 理事会は、適当と考えられる場合、臨時総会の開催を決議することができる。また、会員10パーセントからの要請があった場合にも、その要請から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。

第14条 招集

1 総会の招集は、理事会の決議に基づき会長が行う。少なくとも、議事日程、開催場所、開催日時をもって招集を行うものとする。

2 招集は、会員から提供された、当会所有の会員名簿に記載の連絡先へ、メールにて行う。

3 総会の議長は会長が務める。会長が不在の場合、副会長若しくは理事会の最高齢者が執り行う。また、理事会の事務局長が、総会においても事務局長を務める。

4 事務局長は総会の開催毎に議事録を作成し、理事会役員及び会長はそれに署名しなければならない。議事録には、審議の要約、承認事項の文面、選挙結果の投票数及び出席者一覧を記載する。

各総会の冒頭で、前回分の議事録を読み上げ、内容の承認若しくは変更を諮る。

第15条

1 総会は、出席若しくは代理出席の会員人数に関わらず開催される。会員は、自ら出席することはもちろん、出席できない総会に関しては、書面によって、別会員に出席を委任することができる。

2 会員の10%が集まった場合、ひとつ若しくは複数の議題を議事録に含めるよう、理事会に申請できる。総会が既に招集されている場合は、開催の知らせを受領した日から開催日までの3分の1が経過するまでの間、同申請を行うことができる。総会では、全会一致もしくは次回総会の招集に関する承認である場合を除き、議事日程に含まれる議題以外について議決することができない。

第16条

1 総会では、会員一名につき一議決権を有する。

2 総会での決議は、第36条、第37条の場合を除き、総会員の過半数の出席と、出席会員の過半数をもって議決される。

第4章 理事会

第17条 理事会の構成員

1 理事会は協会を律し運営し協会を代表する。最大15名の理事により、理事の中で以下の役職が定められる。

会長 1名

副会長 2名

事務局長 1名

会計役 1名

オブザーバー及び監事は、理事ではないが、理事会会合に参加する。

会長及び事務局長職は、日本国籍の者によってのみ営まれる。いかなる場合も理事の過半数は日本国籍の者とする。

2 理事会理事の選出は理事会が行い、本条第6項の理事、第7項の会長推薦者及び第8項の立候補者の中から最大15名まで選出される。理事は成年会員でなければならない。

3 会長職、副会長職、事務局長職、会計職は、理事の中から互選され、理事会が任命する。会長ないし副会長に欠員が生じた場合は、理事会の協議にて補充の選任及び任命を行う。ただし、この補充選任された会長ないし副会長の任期は、その前任者の残存任期とする。

4 理事に著しい責務の不履行ないし、協会の目的に反する行為があった場合は、理事会で協議の上、該当者を解任することが出来る。

5 本条1～3項の理事の任免に係る理事会決議は、確認のため総会での承認を得なければならない。

6 当会の活動毎に担当理事が1名以上任命される。各活動の内容等については、別途内規で定める。

7 会長は、理事を最大3名まで推薦できる。

8 会員は、理事へ立候補できるが、現役理事2名の推薦状を提出しなければならない。

9 理事会は、内規に挙げた作業グループにつき必要に応じそのグループの増減を行うことが出来る。

10 役員職の任免は、協会の事務局の認証を得た形で協会登録局に通報する。

1 1 理事は、無報酬にて執務を行う。

1 2 理事職の改選は、2年毎に約半数を改選する。このため、2年毎に理事会の一部が改選されることとなる。ただし、協会のより良い機能を確保するため、会長職と副会長職は同時期には改選されない。

第18条 オブザーバー

1 オブザーバーは、日本総領事館の代表、日本人学校の代表及び第31条に規定する顧問団により指名された者となる。

2 オブザーバーは理事会に出席し、理事会が良好に機能するよう協力するが、議決権は有さない。

第19条

1 理事の任期は4年とし、再選可能である。ただし、会長職、事務局長職及び会計職は、2期連続を超えて務めることは出来ない。

2 通常任期の前の役職の終了は、以下の場合に生じる。：

- a) 死亡もしくは不在の宣言があった場合
- b) 無能力ないし（法律上の）無資格となった場合
- c) 辞任の通報が理事会になされた場合
- d) 理事会による解任の場合
- e) その他法律ないし本会則に定める場合

3 理事に空席が生じた場合は、直近に開催の総会にて補充される。それまでの間、理事会の提案に基づき、理事が暫定的に空席の職を占めることが出来る。

第20条 理事会の権能

1 理事会は以下の権能を有する。

- a) 協会を率い、運営し、また協会の業務を執行するにあたり必要な決定を行う。

- b) 本会則に定める指示・指針に従い総会による決定を履行する。
- c) 協会の利益を守るため、総会に提案を行う。
- d) 総会に対し、会員が支払うべき年会費の設定を提案する。
- e) 会計年度毎に、収支表及び収支勘定を総会による承認のために総会に提出するとともに、次期会計年度の予算を作成する。
- f) 協会が雇用する者と雇用契約を結ぶ。
- g) 総会の招集を決定する。
- h) 監事の活動を監督する。
- i) 協会の活動計画を練り決定し、総会の承認にかける。
- j) 協会の目的をより効率的に達成するため、作業グループの設置及び解散を行い、当該作業グループが行う活動を認可する。
- k) 作業グループの提案に従い、各作業グループを担当する理事を任命する。
- l) 公的機関、団体、第三者の個人との関係において、以下を獲得するために必要な交渉を行う。

-補助金及び全ての種類の支援

-同居及び連絡を行う場所として使用される部屋ないし建物の使用の問題

m) 金融機関において普通口座を開設し、借入ないし預入のための預金通帳を持ち、預金資金を所有する。資金の預け入れについては、第34条で定める。

n) 本会則が予見しない問題について暫定的に決定を行い、直近の総会で説明を行う。

o) 内規や理事会の業務規則を作成し変更する。

第21条 招集

- 1 会長が理事会を招集する。
- 2 会長が招集を行えない場合は、副会長が行う。

3 理事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会は開催することができる。

第22条

理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第23条

1 理事会はしかるべき時間的余裕をもって招集され、議決権のある理事の過半数の出席をもって会合が有効に成立する。理事は理事会に出席する義務があるが、他の理事による議決の委任は認めない。

2 理事会は別途本会則に定めがある場合を除き、出席した理事の単純多数により決議を採択する。

第24条

1 理事会は、必要な業務を執行するため、一以上の委員会を創設することが出来、同委員会に理事会の権能の全部もしくは一部を委任することが出来る。同委員会には担当する理事が任命される。当該創設は、来る総会の承認を得なくてはならない。

2 理事会は、前項の規定に従い創設された委員会をいつでも自らの判断で解散できる。

第25条

事務局長は、毎回理事会の会合の議事録を作成し、出席した理事の署名を得なければならない。

第5章 会長、副会長及び名誉会長

第26条

1. 会長の役割は次のとおり。

a) 協会を率い、法的に協会を代表する。

b) この会則の定めるところにより総会及び理事会を招集し、議長を務める。

- c) 議決投票が同票の場合は、決定票を行使する。
- d) 顧問団の最高顧問及び副最高顧問を任命する。
- e) **事務局長**が作成した議事録及び証明書類を承認する。

2. 副会長は、会長が病気やその他の事情により不在の場合に代理をする。副会長のうち、役職に最も長く就いている者が代理をする。副会長が不在の場合は、理事の中で最年長者が代理をする。

第27条

在バルセロナ日本国総領事を名誉会長とする。

第6章 会計, **事務局**, 監査

第28条

会計役は協会の資金の管理・監視、予算の作成、勘定計算、清算を行う。現金出納簿を備え、会費の領収書や会計分野に関係する書類に署名する。会長の事前の承認を経て理事会で承認された請求書の支払、協会に指定された借り入れまたは貯蓄の余剰の金融機関への預金を行う。

第29条

事務局長は協会関係資料の管理、総会・理事会議事録の作成・署名、協会が発行する証明書の発行を行い、会員名簿を備え付ける。

第30条

総会は毎年監事を任命する。監事は理事会に出席するが、投票権を持たない。

監事は理事の業務を監督し、法令の定めるところにより、監査報告を作成し、追って総会の承認を得るものとする。監事は協会の財務・会計情報に関し、職務を果たさなければならない。

第7章 顧問団

第31条

1 協会の活動内容に経験豊富な専門家により構成される顧問団を設置する。組織及び具体的な内容は別途定める。

- 2 理事会は最高顧問及び副最高顧問を選出する。
- 3 顧問団は会長もしくは理事会の相談事項に対し、助言を行い本会の活動に協力する。
- 4 最高顧問もしくは副最高顧問はオブザーバーとして理事会へ出席する。

第8章 財務体制

第32条

協会の収入は以下のものとする。

- a) 総会で定める会員年会費
- b) 公的または私的補助金
- c) 寄付，相続財産，遺産
- d) 財産貸付収入，その他の収入

第33条

会計年は自然年とし，12月31日には締めが行われる。

第34条

資金の借入または貯蓄にあたって，銀行口座を開設する際には，会長，会計役，事務局長の署名を登録しなければならない。

資金の利用には，2人の署名で足りるが，うち1人は会計役または会長のものとする。

第9章 規律

第35条

理事会は，会員による違反行為を処罰することができる。

違反行為は，「軽度」「深刻」「非常に深刻」と評価が行われ，訓諭のみから除名まで，規定されている内部規則にしたがって処罰が行われる。

処罰の手続きは、職務(上の義務)もしくは告発によって始められる。10日以内に執行部は予審担当者を任命し、担当者は処罰審査の手続きを進めて15日以内に裁定を提起する。裁定に先立ち、違反行為の被告発者から事情聴取を行う。最終的な裁定は、執行部の3分の2の承認を必要とし、その後15日以内に理事会の承認も必要とする。

執行部によって決定された、重大な過失による処罰の場合、関係者は、直近の総会で処罰の承認を行うよう申し立てることができる。

第10章 会則の変更、解散及び精算

第38条 会則の変更

会則の変更に必要な定足数は、総会における総会員の代理を含む半数以上の出席及び3分の2以上の賛成決議による。

第39条 解散

当会は、法令に定めた事由もしくは総会において総会員の代理を含む半数以上の出席及び3分の2以上の賛成決議により解散する。

第40条 清算

- 1 解散の同意により、総会で本会の財産、権利の処分先を決定する。
- 2 総会は、必要に応じ清算委員会の選出を行う。
- 3 会員の個人的責任は免除される。責任は、個人の自発的な義務の遵守に限定される。
- 4 残余財産は、協会の所在する地域の公的もしくは非営利であり特に際立った慈善活動をしている私的団体へ直接寄付する。
- 5 総会において清算委員会を設置しないと決定した場合は、前項の清算業務を理事会が責任を持って行う。